

新規・切替

一般旅券発給申請書

10年用

厳折
り曲
禁げ

受理 年月日	受理 番号	区分	該当なし	二重発給	訂正新規	切替新規	入力あり	裏面あり	確認
窓口 記入欄									
☒ 10年	発行年月日	交付年月日	旅券 番号						



漢字やアルファ
ベット等ご希望の
署名 パスポート
に転写されますの
で鮮明にご記入く
ださい

写真
45±2
34±2
ださい
たもの
n
から
(mm)
転写さ

氏名	(姓) ガイム	(名) ハナコ
姓名	外務	花子

戸籍上の氏名のみ記入
(カッコ書きによる別
名は2枚目に記入)

ヘボン式 ローマ字	(姓) GAIMU	(名) HANAKO
--------------	-----------	------------

性別	☐ 男 ☒ 女	生年月日	平成 02年 01月 01日	01 JAN 1990
----	--	------	----------------	-------------

本籍	(都道府県名) 東京都	市区郡 以下	千代田区霞が関2丁目2番
----	-------------	-----------	--------------

今までに旧姓も含め旅券の発給を受けたことがありますか。 ☒ ある ☐ ない
もし、発給を受けたことがある場合は、最後に発給を受けた旅券について記入してください。

旅券 番号	TZ9900548	発行年月日 (西暦)	2010年 05月 10日
----------	-----------	---------------	---------------

最後に発給を受けた旅券に 記載の姓のローマ字	GAIMU
---------------------------	-------

この申請書を提出する日の年齢	満[31]歳	3日以内に紛失(焼失)届出を行っていますか。 ☐ はい
----------------	----------	--

現住所 〒 75008	7 avenue Hoche 75008 Paris FRANCE
-------------	-----------------------------------

フランス国内の住所を記入

電話 0142886200	携帯 0612345678	その他勤務先など
---------------	---------------	----------

居 所 〒	居所で申請する場合は居所も記入してください
-------	-----------------------

日本国内の緊急連絡先 〒 100-8919	東京都千代田区霞が関2-2-1
-----------------------	-----------------

氏名 外務太郎	申請者との関係 父	電話 0335803311
---------	-----------	---------------

刑罰等関係	※次の各事項に該当しているか否か、 ☐ をチェックしてください。 (本人又は法定代理人が記入してください。)	はい	いいえ	外国籍の有無	現在外国の国籍を有していますか。 はい ☐ いいえ ☒ 「はい」の場合は、下の項目にご記入ください。 国籍 取得年月日 どのような方法で取得しましたか。 ・外国籍の父又は母の子として出生 ・外国での出生 ・外国人との婚姻又は養子縁組 ・帰化申請又は国籍取得届出
1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。	☐	☒			
2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。	☐	☒			
3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。	☐	☒			
4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。	☐	☒			
5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を行使して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。	☐	☒			
6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。	☐	☒			

外務省	03 13条	10 別名併記	14 層外確認	0A 別人	0C 解除	0E 職権	0H 特例1	0K 特例3	0N 永住	官庁コード
コード欄	04 対立地域	11 非ヘボン	15 層外表示	0B 失効	0D その他訂正	0G 再作成	0J 特例2	0M JICA		

(別記第1号の2様式)

用紙の大きさはA4又はレターサイズ

二、この用紙は機械で読み取りますので折らないでください。折った場合は、申請書に改め記入をお願いします。

三、我が国領土の領土である北方領土（択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島）は、領土先には含まれません。

四、虚偽の記載をして、この申請書を提出し、又は旅券の交付を受けた場合は、旅券法（五年）（罰則目的は七年）以下の懲役、二百万円（罰則目的は五百万円）以下の罰金に処せられます。

五、この申請書に記入した氏名の表記は、外務大臣又は領事官が特に必要と認める場合を除き変更することができません。

六、申請書の個人情報等は、海外での事故の際の捜査等に旅券発給以外の公の目的に利用される場合があります。

氏名 外務 花子 平成02年01月01日生まれ 女

(Ver.4.0) 20210426225235
一般10年

出発予定日 未定	年 月 日	※主要渡航先での滞在期間	☐ 3ヶ月未満 ☒ 3ヶ月以上
※次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□にレ印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。			
① ☐ 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 ② ☐ 旅券の二重発給を受けようとする場合			
渡航目的(具体的に) ②の場合は、二重発給が必要な理由も記入			
今回の渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)			
国名	コード		
旅券面の氏名表記(申請書表面のヘボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字体大文字で記入してください(姓と名のどちらか一方の場合もあります)。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲んで、括弧の中に別名を記入してください。)(別名併記の記入例: GAIMU(TANAKA))			
(姓)	G A I M U (D U P O N T)		非ヘボン式ローマ字表記または別名併記を希望する場合のみ記入 こちらがパスポートに記載されます
(名)	H A N A K O		
注: 旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37字(別名併記を除く)までです。 記号(、・〜など)や、数字(ⅡⅢなど)等は記入できません。但し、別名併記の()は記入可。			
外務大臣殿	令和 年 月 日		申請書を提出する日
在 大使 総領事 殿			
法定代理人(後見人など)署名			
(申請者が成年被後見人の場合は、法定代理人(成年後見人)の署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かき書体で行ってください(署名が困難な場合を除く)。なお、署名が困難な場合であって、法定代理人でない者が記入する場合には、その者の氏名も記入してください。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。)			

本人確認欄	(1点でよい書類)	☐ 日本国旅券 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 船員手帳 ☐ 海技免状 ☐ 猟銃等所持許可証	☐ 戦傷病者手帳 ☐ 宅建取引士証 ☐ 電気工事士免状 ☐ 無線従事者免許証 ☐ 官公庁職員身分証明書 ☐ 身体障害者手帳 (偽造防止、写真付き)	(2点必要な書類)	☐ 介護保険証 ☐ 印鑑登録証明書及び実印 ☐ 後期高齢者医療被保険者証 ☐ その他写真付きの身分証明書 (学生証、社員証、公的な資格証明書など)
	官公庁記載欄	☐ 本人 ☐ 代理	☐ 非ヘボン ☒ 姓 ☒ 名 ☐ 別名併記 ☐ 長音表記	疎明資料名 () 理 由 ()	☐ 一時帰国者

申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

申請者記入	私は旅券法第3条第4項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。 令和 * 年 * 月 * 日 代理申請の場合のみ記入 引受人氏名 外務 省子 申請者との関係 母 引受人住所 7 avenue Hoche 75008 Paris FRANCE
	引受人記入 私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。 私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。 令和 * 年 * 月 * 日 連絡先電話番号 07 12 (34) 56 78 生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 62年 1 月 1 日
注意事項	1. 「申請者記入」欄には、申請者本人が記入してください。 2. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。 3. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

(別記第3号の2様式)

用紙の大きさはA4又はレターサイズ

(令和二年十二月改正)

(令和二年十二月改正)